

令和 2 年第 4 回

おおい町農業委員会議事録

おおい町農業委員会
(令和 2 年 4 月 2 4 日)

召集年月日 令和2年4月24日(金)

召集の場所 おおい町総合町民センター第2会議室

開会 令和2年4月24日 午後3時56分

閉会 令和2年4月24日 午後4時14分

出席農業委員(8名)

1番 松井厚雄

2番 渡邊典子

4番 桑田一広

5番 塩野鐘吉

7番 松宮重信(職務代理)

8番 古池洋子

10番 早川和夫(会長)

11番 谷口浅雄

欠席委員(6名)

3番 松尾 豊

6番 菅原節夫

9番 岩崎誠一

12番 細川正博

13番 瀧下光生

14番 田中久博

出席事務局

局長 奥 治房

次長 小西 守

書記 藤原昭洋

早川与志樹

提出議案

議案第11号 農地法第4条第1項の規定による農地の一時転用
許可申請審議について

報告第1号 事業計画書(転用許可不要案件)について

事務局長 皆様ご苦労様です。ただ今から、令和2年第4回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に、3番 松尾委員、6番 菅原委員、9番 岩崎委員、12番 細川委員、13番 瀧下委員、14番 田中委員 の6名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております1議案と報告1件を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長 本日は、令和2年第4回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

[開 会]
議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、8名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第6条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]
議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、4番 桑田委員さんと7番 松宮委員さんを指名いたします。

[日程 2]
議 長

日程2 議案第11号 農地法第4条第1項の規定による農地の一時転用許可申請審議について を議題とします。

議案の内容について事務局から説明致します。

局長 はい、議長
議案第11号は、〇〇〇〇の〇〇氏が農地の上に太陽光発電設備を設置したものの延長申請であります。
詳細は、事務局書記に説明させます。

書記 はい、議長
それでは、議案第11号についてご説明いたします。
(議案第11号資料説明)
申請地は、土地改良した農地でありますので、第1種農地となりまして、パネルの下ではウドや栗等が作付けられています。
設置されている太陽光発電設備は1本の支柱に6m×6mの1枚のパネルが乗り、そのパネルが太陽方向を向きながら回転します。発電設備の操業期間は契約当初から30年間で、発電された電気は全て電力会社へ売られています。
この申請の許可基準は第1種農地の一時的な利用の一時的転用に該当し、許可できるものと判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきましても、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

松井委員 はい、議長

松井委員 本案につきましては20日に渡辺委員と現地を確認しまして、パネルの下にウドや栗、ニンニク、いちごなどが作付けされているのを確認し、再申請されることに問題ないと判断しました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員 当初の申請から何年経過していますか。

事務局長 当初の申請は平成26年なので、6年経過しており、2回目の更新です。

古池委員 発電設備の操業期間は契約当初から30年間とのことですが、30年後はどのようになるのですか。

事務局長 すべて撤去される予定です。

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようでございますので、議案第11号 農地法第4条第1項の規定による農地の一時転用許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 3]

議長 日程3 報告第1号 事業計画書について を議題とします。
事務局から説明致します。

局長 はい、議長
報告第1号は、〇〇〇〇〇の申請地に〇〇〇〇が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇を建設するものです。こちらは農地転用許可を要しない転用報告となります。詳細は書記に説明させます。

書記 はい、議長
(報告第1号資料説明)
報告第1号は、土地収用法第3条第18号の水道事業の施設にあたりますので、農地転用の制限の例外となり、許可不要案件となります。

議長 それでは、ご意見・ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。
 その他につきまして、事務局よりお願いいたします。

次 長 ・次回開催日報告

議 長 それではこれで、令和2年第4回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。